

平成二十二年十月十三日提出  
質問第四八号

検察審査会に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

## 検察審査会に関する質問主意書

- 一 その意義、果たすべき役割等、検察審査会の趣旨について説明されたい。
- 二 現在検察審査会は、一の趣旨にかなう役割を果たしているか。政府の見解如何。
- 三 検察審査会において議決がなされてから、その結果が公表されるまで、どのような取り決めがあるか。
- 四 本年十月四日、東京第五検察審査会は、小沢一郎元民主党幹事長の政治資金をめぐる案件につき、起訴すべきとの議決を下していたことが公表された。右の議決は、九月十四日に下されていたとのことであるが、右のような時間差が生じたのはなぜか。
- 五 四の小沢氏の案件については、過去に検察側が二度不起訴の決定を下しているが、検察審査会は、起訴すべきとの正反対の結論を下した。検察側と検察審査会側との間で判断に違いが生じることについて、政府としてどのような見解を有しているか。
- 六 検察審査会の審査員は、自身が審査すべき案件について、弁護士、検察官より説明を受けると承知するが、それぞれ具体的にどのような説明を受けるのか明らかにされたい。
- 七 六の説明の中で、審査員の判断を誘導するかのような、公平、公正ではない、何らかの意図に基づいた

説明がなされることはないか。

八 審査員は、自身が審査すべき案件について、六の説明のほかに、当該事案に関する報道機関の各種報道の在り方に大きな影響を受けるものと思料する。例えば、自身が審査すべき案件に関連する人物について、新聞や雑誌、テレビ番組等で繰り返しバッシングするような記事が掲載され、番組が放送された場合、どうしても当該人物に対して悪印象を抱き、判断に影響が出てしまうものと考えるが、政府の見解如何。

九 障害者団体等を対象とした低料金の第三種郵便物制度に係る文書を偽造し、実態のない自称障害者団体「凜の会」に同制度を悪用させたとして、厚生労働省の上村勉元担当係長が昨年逮捕された。右の事件に絡み、文書偽造を上村元係長に指示したとして、昨年六月に逮捕された村木厚子元同省雇用均等・児童家庭局長の公判が本年九月十日に行われ、無罪判決が下された。右に関し、村木元局長の取調べを担当していた大阪地方検察庁特別捜査部の前田恒彦主任検事が、証拠として押収したフロッピーディスクを改竄したとして、同月二十一日、最高検察庁に逮捕された。四の小沢氏に関する東京第五検察審査会の議決が、右の前田検事逮捕後になされていたのなら、審査員の判断にも何らかの違いが生じていたものと思料する

が、右の案件はいつから審査が始まり、いつまでに結論を出すべく議論がなされていたのか、また右の議論をまとめる役割を果たしていた者はだれか明らかにされたい。

十 四の小沢氏に関する東京第五検察審査会の議決については、議論の経過、議決が出てから公表されるまでの時間差、また議論にあたり、審査員に対してどのような説明がなされていたのか、それぞれ不透明な点があると考ええる。小沢氏の案件に限ったことではないが、検察審査会についても、右の点をはじめ、例えば議事録を公開する等、審査員による議論の様子を国民に明らかにする仕組みを構築する等、その在り方について改善すべき点が多々あると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。